

高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル
募集要領

1 事業の概要

(1) 業務の背景及び目的

高知県立高知城歴史博物館（以下、当館）は、土佐藩主山内家資料を核に土佐藩・高知県ゆかりの資料の数々を保存・展示するとともに、近世・近代史研究の推進及び生涯学習や学校教育との連携、さらに歴史や文化を活かした地域振興・観光振興の使命を担う博物館である。

高知城や中心商店街等が隣接する高知市中心部に立地し、観光客誘客も期待される当館は、恒常的な誘客促進の取組の工夫が必要となっている。本プロポーザルは、当館の広報事業のうち宣伝広報の取組の一部を専門事業者へ委託することで、より効果的な施策を実施するためのものである。

(2) 委託期間

契約締結日（令和3年6月下旬予定）から令和4年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙の「高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおり

2 見積限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める「高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。ただし、事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と公益財団法人土佐山内記念財団（以下「財団」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契

約の手続きに進む。14日以内（土日・祝日を除く）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うものとする。

5 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」（平成23年3月高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に關与する者等）に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

日時 令和3年5月18日（火）午後2時30分から午後3時30分（予定）

場所 高知県立高知城歴史博物館1階 ホール（予定）

※ 説明会への参加を希望する事業者は、別紙「説明会参加申込書」（様式1）を令和3年5月17日（月）午後5時までに、当館へFAXで送信し、電話により着信を確認すること。

※ 上記期限までに参加申込書を提出する事業者がない場合は、説明会への参加希望者がいないものとし説明会は開催しないこととする。

※ 1事業者あたり3名までの参加とする。

7 質疑と回答

質疑は令和3年5月19日（水）午後5時までに別紙「質疑書」（様式2）によりFAXで受け付けることとする。FAXにて送付後は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は令和3年5月21日（金）までに高知県立高知城歴史博物館ホームページ（<https://www.kochi-johaku.jp/>）に掲載する。なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、メール、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受けつけない。

8 参加申込および参加要件の確認

プロポーザルに参加する事業者は、別紙「参加申込書」(様式3)及び「資格要件確認書」(様式4)に添付書類を添えて提出すること。

(1) 参加申込

① 提出方法

持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)FAXで受け付ける。FAXの場合は電話により着信を確認すること。なお、郵送の場合、封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

② 提出期限

令和3年5月25日(火)午後5時必着

③ 提出先

〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-5

公益財団法人土佐山内記念財団(高知県立高知城歴史博物館内)

TEL 088-871-1600 FAX 088-871-1619

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類による資格要件の確認後、令和3年5月26日(水)までに、確認結果を申込者にFAX等により通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日、祝日を除く。)以内に、書面により、当館に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

②当館館長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土日、祝日を除く。)以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、全ての参加者に文書で通知する。また、公表しない審査結果内容についても、公益財団法人土佐山内記念財団情報公開要綱に基づく開示請求

があった場合には開示の対象となる。

12 日程

5月17日(月)	プロポーザル説明会への参加申込締め切り
5月18日(火)	プロポーザル説明会の開催
5月19日(水)	質疑書提出締め切り
5月21日(金)	質疑書への回答を当館ホームページに公開
5月25日(火)	参加申込書提出締め切り
5月26日(水)	参加資格通知
6月3日(木)	企画提案書提出締め切り
6月11日(金)	審査委員会

13 提出書類

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（当館及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。
- (4) 提出された企画提案書は、公益財団法人土佐山内記念財団情報公開要綱に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同要綱により非開示となるので、提出書類該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙（様式5）により提出すること。
開示・非開示の判断は別紙（様式5）に基づき行うものではなく、別紙（様式5）を参考に、同要綱に基づき当館が客観的に判断する。

14 その他

- (1) 当プロポーザル参加を辞退することによって、今後の公益財団法人土佐山内記念財団との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格となる場合がある。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、当館職員または当該プロポーザル関係者に対し、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

④ 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

15 問い合わせ先

〒780-0842 高知県高知市追手筋 2-7-5 高知県立高知城歴史博物館

総務課 広報：大保

TEL 088-871-1600 FAX 088-871-1619